

菊川市自主防災組織育成補助金交付要綱

平成17年 1月17日

告示第144号

平成18年 7月25日

告示第129号

平成19年 4月23日

告示第93号

平成21年 3月26日

告示第38号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の育成を図るため、防災資機材の整備を進める自主防災組織に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「自主防災組織」とは、地震等の災害に対処するため、地域住民により自主的に結成された組織で、市長が認めたものをいう。

(対象事業)

第3条 補助金の交付対象は、自主防災組織が所有する防災資機材の整備に関する事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助率は別表に定める対象経費の2分の1以内とし、自主防災組織を構成する世帯数が100世帯未満の場合は35万円を限度額とし、100世帯を超える場合については超えた世帯1世帯当たり1,800円を乗じて得た金額に35万円を加えた額を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、自主防災組織育成補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定して自主防災組織育成補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告書の様式等)

第7条 前条に規定する補助金の交付決定書を受けた自主防災組織は、その補助事業の完

了後30日以内、又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに自主防災組織育成補助金実績報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

（補助金の交付確定等）

第8条 市長は、前条の規定により報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を確定して自主防災組織育成補助金確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条に規定する補助金の確定通知書を受けた自主防災組織の代表者は、速やかに自主防災組織育成補助金交付請求書（様式第5号）により市長に補助金の交付請求をしなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の請求があったときは、自主防災組織に対して補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた自主防災組織が偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、自主防災組織育成補助金返還命令書（様式第6号）により、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（検査、報告等）

第12条 市長は、補助金を交付した自主防災組織に対して必要のある場合は、その状況を検査し、又は報告を求めることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は公示の日から施行し、平成21年度から平成23年度までの分の補助金に適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に旧告示の規定により市長に対してなされた申請その他の手続は、それぞれこの告示の規定によりなされた申請その他の手続とみなす。

別表（第4条関係）

対 象 経 費	
防 災 資 機 材 費	消火用具類（可搬ポンプ、三角バケツ、消火器、ホース等）
	運搬用具類（車イス、リヤカー、一輪車等）
	照明用具類（カンテラ、懐中電灯、発電機、投光器等）
	救出救助用具類（救助セット、ロープ、スコップ、担架、折たたみ式ハシゴ、のこぎり、ハンマー、ジャッキ、チェンソー等）
	炊飯用具類（かま、なべ、はんごう、食器等）
	安全用具類（ヘルメット、防災ずきん等）
	情報伝達用具類（電池メガホン、トランシーバー等）
	その他
	（毛布、防水シート、給水袋、誘導旗、テント、土のう袋、ハンドマイク、救急箱、腕章、非常食「50人分程度ワンパックのもの」、倉庫等）

様式第1号(第5条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

自主防災組織育成補助金交付申請書

年 月 日

菊川市長 太田順一 あて

自主防災組織名

(代表者)自主防災会(隊)長

印

住 所

電話番号 ()

平成 年度において地域防災活動を行うため、補助金の交付を願いたく申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
(対象経費 $\times 1 / 2 =$ 円)
- 2 構成世帯数 世帯(平成 年 月 日現在)
- 3 添付書類
見積書等

様式第2号(第6条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

第 号
年 月 日

代表者(自主防災会(隊)長) 様

菊川市長 氏 名 ?

自主防災組織育成補助金交付(不交付)決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり決定したので、菊川市自主防災組織育成補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定

(1) 交付金額 金 円

(2) 交付条件

ア 次の場合は、市長の承認を受けなければならない。

(ア) 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合

(イ) 補助事業を中止し、又は廃止する場合

イ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、市長に報告し、指示を受けなければならない。

ウ 補助事業により取得した防災資機材等は、補助事業の完了後においても補助金の交付の目的に従い善良な管理者の注意をもって効率的に管理しなければならない。

エ 年1回以上の防災訓練を実施しなければならない。

2 不交付決定

理由

様式第3号(第7条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

自主防災組織名
(代表者)自主防災会(隊)長 氏 名 印
住 所
電話番号 ()

自主防災組織育成補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた補助事業については、菊川市自主防災組織育成補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

- 1 補助事業完了年月日 年 月 日
- 2 添付書類
 - (1) 事業報告書(別紙のとおり)
 - (2) 決算報告書(様式は任意)
 - (3) 補助事業に係る領収証の写し
 - (4) 補助事業に係る写真

別紙

事業報告書

購入資機材名	数量	単価	金額	保管場所
合計				

様式第4号(第8条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

第 号
年 月 日

代表者(自主防災会(隊)長) 様

菊川市長 氏 名 印

自主防災組織育成補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、下記のとおり確定したので、菊川市自主防災組織育成補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

確定金額 金 円

様式第5号(第9条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

年 月 日

菊川市長 氏 名 あて

自主防災組織名
(代表者)自主防災会(隊)長 氏 名 印
住 所
電話番号 ()

自主防災組織育成補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号で確定を受けた補助金について菊川市自主防災組織育成補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 補助金の振込先

金融機関	銀行 金庫 支店 農協
預金種類	普通預金 当座預金
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義	

様式第6号(第11条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

第 号
年 月 日

代表者(自主防災会(隊)長)様

菊川市長 氏 名 印

自主防災組織育成補助金返還命令書

平成 年 月 日付け 第 号で確定した補助金については、菊川市自主防災組織育成補助金交付要綱第11条の規定により、返還を命令いたします。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金返還額 金 円
- 3 補助金交付日 平成 年 月 日
- 4 補助金返還期限 平成 年 月 日
- 5 補助金返還理由